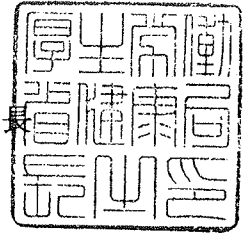


富山県知事 殿

厚生労働省健康局長



がん診療連携拠点病院等の指定について

平成 26 年 10 月 30 日付け健第 807081 号により、がん診療連携拠点病院等として貴職から推薦のあった病院について、平成 27 年 3 月 13 日に開催された「第 10 回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」の検討の結果、下記のとおり指定することとしたので通知する。

については、別途送付する指定通知書について、貴職より当該病院への送付方よろしく願いますとともに、ホームページや広報誌等により、地域住民への周知について特段のご配慮方よろしく願います。

記

【都道府県がん診療連携拠点病院（4 年更新）】

- ・ 富山県立中央病院

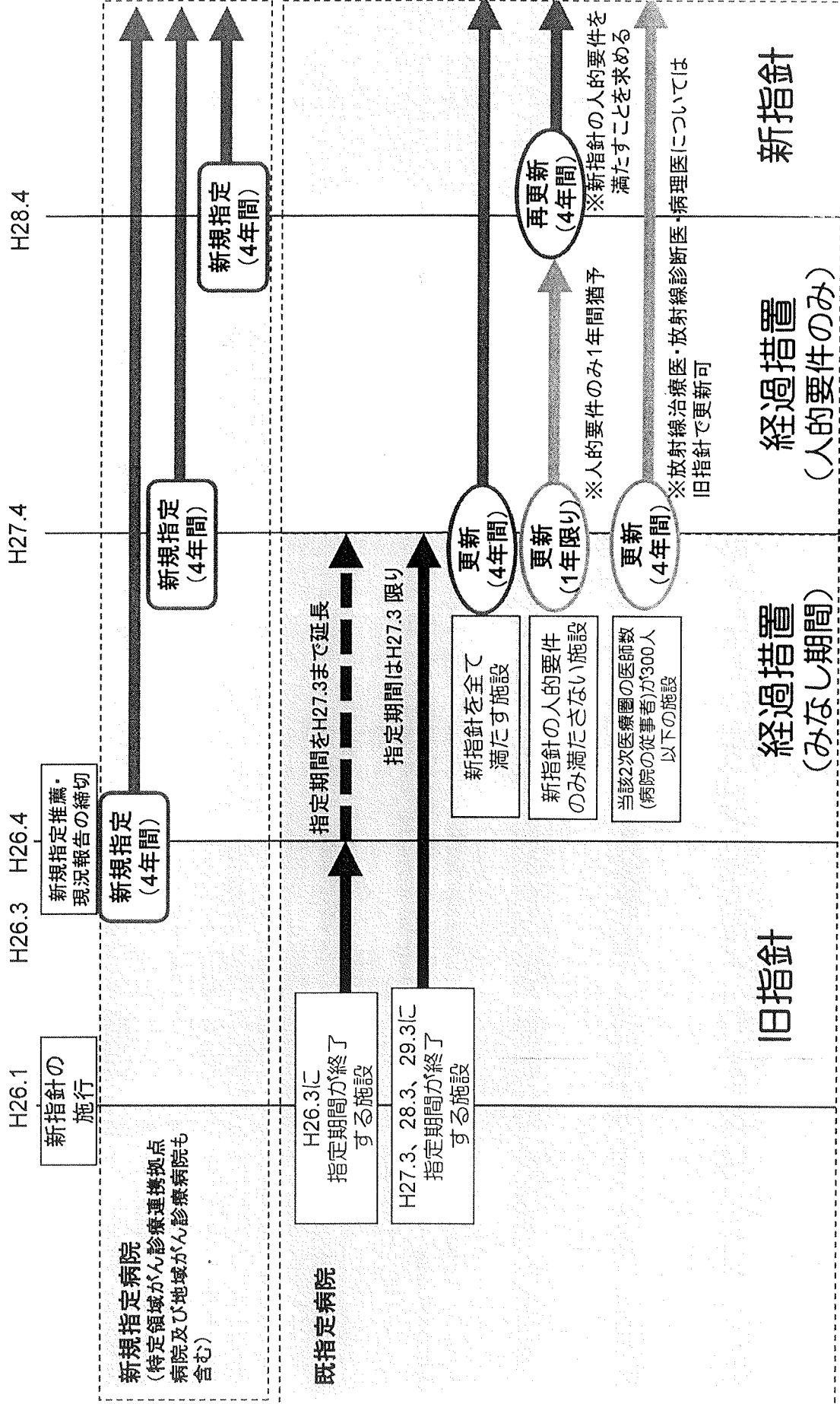
【地域がん診療連携拠点病院（4 年更新）】

- ・ 国立大学法人 富山大学附属病院
- ・ 厚生連高岡病院
- ・ 高岡市民病院
- ・ 市立砺波総合病院

【地域がん診療連携拠点病院（1 年更新）】

- ・ 黒部市民病院
- ・ 独立行政法人労働者健康福祉機構 富山労災病院

がん診療連携拠点病院等の新規指定の経過措置について



注1 既指定病院のうち、平成26年3月末で指定期間が終了する施設については、新指針によるみなし期間により、平成27年3月末まで指定期間延長。
 平成27年、28年、29年3月末に指定期間が終了する施設については、指定期間を平成27年3月末までに短縮。
 注2 平成27年4月1日からの指定更新において、新指針で厳格化された人的要件を満たしていない場合にも、旧指針の人的要件を満たしている場合に限り、平成27年4月1日から1年間、指定の更新を行う。

新指針による診療実績に関する要件の変更について

地域がん診療連携拠点病院 (現行の要件)

・年間入院がん患者数が1200人以上であることが望ましい。

地域がん診療連携拠点病院(新指針)

下記1または2を概ね満たすこと。

1. 以下の項目をそれぞれ満たすこと(※1)

- ・院内がん登録数 500件以上
- ・悪性腫瘍の手術件数 400件以上
- ・がんに係る化学療法のべ患者数 1000人以上
- ・放射線治療のべ患者数 200人以上

2. 相対的な評価(※2)

- ・当該2次医療圏に居住するがん患者のうち、2割程度について診療実績があること。

地域がん診療病院(新設)

・当該2次医療圏のがん患者を一定程度診療していることが望ましい。

※1 平成23年度現況報告による年間新入院がん患者数が900～1200人のがん診療連携拠点病院の平均値(±2SD)を目安に設定(がん診療提供体制のあり方に関するWG報告書)

※2 分子:各施設の年間新入院がん患者数

分母:患者調査による1ヶ月間の「病院の推計退院患者数(患者住所もしくは施設住所地),

二次医療圏×傷病分類別」の当該2次医療圏の悪性新生物の数値を12倍したもの

分子には、がん診療連携拠点病院現況報告の数値を用い、

分母には、原則として患者調査の最新公開情報の数値を用いる。

新指針による診療従事者に関する要件の変更について

専門的な知識及び技能を有する者

地域がん診療連携拠点病院 (現行の要件)

・専任の放射線療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置。当該医師は、原則として常勤。また、専従が望ましい。

・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を1人以上配置。当該医師については、原則として常勤。また、専従が望ましい。

・専任の病理診断に携わる医師を1人以上配置。当該医師については、原則として常勤であること。

・専任の放射線治療に携わる常勤の診療放射線技師を1人以上配置すること。

・専任の放射線治療における機器の精度管理、照射計画の検証、照射計画補助作業等に携わる常勤の技術者等を1人以上配置すること。

・外来化学療法室に専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置。当該看護師は専従が望ましい。

・専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の薬剤師を1人以上配置。

・専任の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置。

・細胞診断に係る業務に携わる者を1人以上配置すること。当該看護師は、原則として常勤であること。

・国立がん研究センターによる研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること。

・国立がん研究センターによる研修を受講した専任の院内がん登録の実務を担う者を1人以上配置すること。

地域がん診療連携拠点病院 (新指針)

・常勤の医師の配置を求める。

・専任から専従へ厳格化。

・専任を求め、原則として常勤。

・常勤必須へ厳格化。原則として専従を求める。

・常勤を必須化。

・以下を追加。当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましい。なお、当該技師を含め、2人以上の放射線治療に携わる診療放射線技師を配置することが望ましい。

・以下を追加。当該技術者は医学物理士であることが望ましい。

・放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置すること。

・原則として専従を求め、以下を追加。当該看護師はがん看護専門看護師、がん化学療法看護認定看護師であることが望ましい。

・以下を追加。当該薬剤師はがん薬物療法認定薬剤師、またはがん専門薬剤師であることが望ましい。

・以下を追加。当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師のいずれかであること。

・専任を求め、以下を追加。当該者は細胞検査士であることが望ましい。

・「相談支援センター相談員研修・基礎研修」(1)～(3)を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者をそれぞれ1人以上配置すること。

・専任から専従へ厳格化し、以下を追加。当該実務者は診療ガイドラインの改定等を踏まえ必要に応じて再度研修を受講すること。

地域がん診療病院 (新設)

・医師の配置を求める。

・放射線治療を行う場合には、専従の医師の配置を求める。

・常勤かつ原則専任の医師の配置を求める。

・専任の医師を配置することが望ましいとする。

・放射線治療を行う場合は、専従かつ常勤の診療放射線技師の配置を求め、当該技師は放射線治療専門放射線技師であることが望ましいとする。

・放射線治療を行う場合は、放射線治療室に専任の常勤看護師を1人以上配置することが望ましいとする。

・外来化学療法室に専任かつ常勤の看護師を配置、専従であることが望ましい。当該看護師はがん看護専門看護師、がん化学療法看護認定看護師であることが望ましいとする。

・専任かつ常勤の薬剤師を1人以上配置することが望ましいとする。

・専任の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置。左記の専門、認定看護師であることが望ましい。

・細胞診断に係る業務に携わる者の配置を求め、当該者は細胞検査士であることが望ましいとする。

・先研修を修了した専従及び専任の相談支援に携わる者を1人ずつ配置すること。当該者のうち、1名は相談員基礎研修(1)、(2)を、もう1名は基礎研修(1)～(3)を修了していること。

・地域がん診療連携拠点病院同様の人員配置を求める。